

日薬連発第 889 号
2023 年 12 月 28 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
個人情報保護センター

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則等について

表記について、個人情報保護委員会事務局 認定団体担当より、別添のとおり対象事業者への周知依頼がありました。

各対象事業者様へ周知いただくとともに、対象事業者様含めて、引き続き個人情報等の適正な取扱いをお願いいたします。

以上

認定個人情報保護団体
事務局ご担当者様各位

個人情報保護委員会事務局
認定団体担当

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則等について

平素より弊委員会の個人情報保護に係る取組みにつきご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年12月27日に、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則等を公布しましたので、改正内容の概要を下記のとおりお知らせいたします。

① 個人情報の保護に関する法律施行規則の改正

昨今、個人情報取扱事業者のウェブサイトに攻撃者が不正なスクリプトを埋め込むことで、当該ウェブサイトの利用者が入力フォームに入力した情報が攻撃者に送信される、いわゆるWebスキミングによる情報流出が発生しております。こうしたWebスキミングによる情報流出等を、漏えい等報告及び本人通知の対象事態とするため、個人情報の保護に関する法律施行規則を改正いたしました。

② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の改正

①の改正に伴い、ガイドライン（通則編）において、解釈の明確化や事例の追加等を行っております。

③ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の改正

令和4年12月のOECDデジタル経済政策委員会（CDEP）閣僚会合において、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」が採択されたことを受け、事業者が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度が、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性について事業者が判断するに当たっては、同宣言を参照することが考えられる旨を、ガイドライン（外国第三者提供編）に追記いたしました。

④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の改正

認定個人情報保護団体からの要望を受け、ガイドライン（仮名・匿名加工情報編）に、仮名加工情報に係る規律の読替表を掲載いたしました。

※このほか、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、施行規則等について所要の整備を行っております。

上記改正のうち、①・②は令和6年4月1日、③・④は公布日（令和5年12月27日）施行となります。

特に、①・②の施行に向けて、事業者の方々に準備を進めていただきたく、各認定個人情報保護団体におかれましては、対象事業者への周知を行っていただけますようお願いいたします。

<関連資料等>

① ～ ③の改正について：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=240000096&Mode=1>

④ の改正について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=240000098&Mode=1>

個人情報保護委員会「法令・ガイドライン等」ページ：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

以上

問い合わせ先

個人情報保護委員会事務局

認定団体担当

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32階

Tel: 03-6457-9769（直通） / Email: g.nintei.e8s@ppc.go.jp
